

里耶秦簡における単独簡について

角 谷 常 子

はじめに

周知の如く、里耶秦簡の特徴の一つは、板状の単独簡が多用されていることである。ここにいう単独簡とは、一枚で内容が完結し、従って編綴せずに用いる簡をさす。もちろん居延でも、単独簡はさかんに用いられた。証明書や契約書の類はもちろん、行政文書にも用いられている。ただ行政文書についていえば、単独簡と冊書は、明らかに区別して使われていた。即ち、単独簡は記と称せられる簡略な書式の文書に、冊書は整った書式の文書に用いられる。¹⁾つまり、単独簡と冊書という簡牘の形態は、文書の性質に対応していたのである。

しかし、里耶秦簡にはこうした区別は当てはまらない。

整った書式の公文書に単独簡を用いたり、帳簿を単独簡に書いて送ったりと、居延にはない使い方が見られるからである。

本稿では、里耶と居延における単独簡の使い方を検討し、里耶において単独簡が多用された理由を探ってみたい。

1、牘とは何か

居延における単独簡は、少なくとも両行（幅二〜二・五cm程度で、二行書きの簡）以上の幅をもつものが多く、中には六cmほどのものもある。こうした幅の広い簡を牘と称する、というのが一般的な認識のようである。しかし、これまで牘と自称する出土簡がないばかりか、簡牘資料の中

には牘という語そのものも見いだすことができない。王国維も『簡牘檢考』の中で、木質の書写材料の例として牘をあげるが、幅については触れていない。

こうした状況の中、里耶秦簡において牘と自称する簡がはじめて現れたのである。ただ、それら自称簡の中には幅2cm以下のものもあり、幅は必ずしも広くない。牘はほんとうに幅が広いのだろうか。改めて牘とは何かを確認しておきたい。

そもそもなぜ牘＝幅広と考えられたのだろうか。それはおそらく、文献史料と出土資料双方を結び合わせて導き出された解釈であろう。

まず文献史料をみると、『説文解字』七篇上に「牘は書版なり」とあり、牘は書写用の板いただという。さらに、『儀礼』聘礼の、

若有故則卒聘束帛加書將命、百名以上書於策、不及百名書於方。

に鄭玄は「名、書文也。今謂之字。策、簡也。方、版也。」と注をつけ、さらに賈公彥は「簡謂據一片而言、策是編連

之稱。」と、百字以上書く時は簡を編綴して策（冊）書とし、それ以下の時は方＝版に書く、と解釈する。方を編綴するかどうかはわからないが、簡を編綴することと対照されていることからすれば、方は編綴せずに使うと考えているのであろう。一方、出土簡牘における一行あたりの文字数をみると、少ないものでは二〇字程度、多くは三〇～四〇字程度である。すると一〇〇字ならば三～四行ということになる。

以上のことをまとめると、牘とは、字数でいえば一〇〇字程度、行数でいえば四行程度まで書いて、かつ編綴せずに用いる木簡、ということになる。

このように一〇〇字を基準にして策と方をわけると、『儀礼』の記事を、行政文書一般に適用できるかどうかは別の問題ではあるが、単独簡と冊書の違いを文字数の多寡に求めていること自体は注意してよい。ただし問題の幅についていえば、一〇〇字程度書ければよいのだから、たとえ一行でも、それで完結しているのであれば牘なのである。つまり、『儀礼』からは、牘＝幅広とは言えないのである。ならば、なぜ幅が広いと考えられたかという点、この『儀礼』の記事に、居延に見られる札と両行を組み合わせ、一

行書き（札）↓二行書き（両行）↓それ以上（牘）、と想定したからではないだろうか。おそらく札や両行は、簡牘全般における種類の名称ではなく、あくまでも冊書用の簡の種類の名称であり、従って牘とはそもそも範疇を異にするものなのであろう。ならば、牘の本質は単独使用、即ち編綴しないことにあるといえよう。

2、単独簡使用の実例

里耶秦簡には単独簡が多いだけでなく、その使い方が居延とは違っていた。そこで、その具体的な使い方を示しておきたい。

①帳簿本文と送り状を書いたもの

里耶秦簡で初めて牘と自称する簡が出土したが、それが簡一、簡二、簡三である。そこには「牘北」（北⇨背）とみえる。ちなみにそれらの簡の幅は一七mm～三六mmと、やはり牘は幅とは関係なさそうである。

簡一 卅五年三月庚寅朔辛亥倉銜敢言之疏書吏徒上事尉府

者牘北食皆盡三月遷陵田能自食謁告過所縣以縣鄉次續

食如律雨留不能投宿齋當騰々來復傳敢言之（正）
令佐温

更戍士五城父陽翟執
更戍士五城父西中

譽手（背） 八一—一五—一七（幅三六mm）

簡二 卅年六月丁亥朔甲辰田官守敬敢言之疏書日食牘北上

敢言之（正）

城旦鬼薪十八人 小春三人

小城旦十人 隸妾居貲三人

春廿二人 戊申水下五刻佐壬 以來／尚半

逐手（背） 八一—一五六—一六（幅一七mm）

簡三 卅四年八月癸巳朔癸卯戶曹令史

盡卅三年見戶數牘北移獄具集上□□（正）

廿八年見百九十一戶 卅二年見百六十一戶

廿九年見百六十六戶 卅三年見百六十三戶

卅年見百五十五戶

卅一年見百五十九戶

八一—四八七—十二〇〇四（幅二三mm）

簡四 卅年十二月乙卯畜□□作徒薄 □

受司空居賢一人 凡□

受倉隸妾三人 一人□(正)

十二月乙卯畜官守丙敢言之上敢言□

十二月乙卯水十一刻々下一佐貳以來□(背)

八一—一九九六八八(幅一九mm)

簡五 □囚吾作徒薄 九人與吏上事守府 □

一人除道澤務□□

三人行廟 □ (正)

□々下一佐居以來 / □ (背)

八一—六八一(幅二二mm)

簡六 廿九年八月乙酉庫守悻作徒薄受司空城旦四人丈城旦

|| 一人春五人受倉隸臣一人·凡十一人

城旦二人繕甲□□ 丈城旦一人約車缶

城旦一人治輪□□ 隸臣一人門負劇

城旦人約車登 春三人級□娃 (正)

八月乙酉庫守悻敢言之疏書作徒薄牒北上敢言之 / 逐

|| 手

乙酉旦隸臣負解行廷 (背)

八一—六八六八—九九七三(幅一九mm)

簡七 卅二年五月丙子朔庚子庫武作徒薄受司空城旦九人鬼

薪一人春三人受倉隸臣二人·凡十五人

其十二人為輿獎「慶忌慙」慙「船」何「取」交「頡

「徐」娃聚

一人弑竈

二人捕羽「亥」羅(正)

卅二年五月丙子朔庚子庫武敢言之疏書作徒日薄一牒

敢言之 / 橫手

五月庚子日中時佐橫以來 / 函發

八一—一四三四—一〇六九—一五二〇(幅二八mm×長

四五八mm)

簡八 卅一年五月壬子朔壬戌都鄉守是徒薄□

受司空城旦一人倉隸妾二人 □

一人捕獻

二人病 (正)

五月壬戌都鄉守是□□□□

五月壬戌旦佐初以來／氣發☐(背)

八一・二〇二一(幅二五mm)

簡九 卅一年後九月庚辰朔壬寅少内守敞作徒薄受司空鬼薪

☐

其五人求羽吉☐哀一人作務宛

☐

後九月庚辰朔壬寅少内守敞敢言之上敢言之／☐(正)

後九月壬寅旦佐☐以來／尚發

☐(背)

八一・二〇三四(幅二二mm)

これらは倉・庫・田官・少内及び郷など、遷陵県管轄下の諸機関が県に帳簿を送付した文書である。いずれも一枚の木簡の表裏に帳簿本文と送り状が書かれ、中には受信あるいは発信記録が記されたものもある。ただ、単独簡が選択された意味を考えるためには、内容だけではなく、その文書がオリジナルか控えかなど、文書処理上のどの段階のものかも重要な要素となる。この点について上掲諸簡をみてみよう。

簡二、簡四、簡五、簡七、簡九には、帳簿本文と送り状の他に遷陵県の受信記録が記されている。一般に、ある文

書が宛先で出土し、かつ本文と別筆になる受信記録があれば、それは出土地が受信したオリジナル文書であると判断できる。しかし上掲諸簡には、帳簿本文及び送り状(＝発信者側が筆記する)と、受信記録(＝受信側が筆記する)が明らかに別筆であると断定できるものが見いだせなかった。もし、文書全体が同筆だとするならば、それはどのように理解すべきなのだろうか。受信地の遷陵県で書き直したのだろうか。仮にそうならば、何のために書き直すのか。そして何よりも当面の関心に関わる問題として、出土地で書き直したとするならば、その際オリジナルとは異なる形態の簡牘が使われた可能性があるのではないか、即ち、上掲諸簡の本来の姿は単独簡ではなかったのではないかと、という疑問がおこるのである。

この点について筆者は、オリジナルも単独簡を用いていたと考えている。それは、①「牘北」に書いたと称するものがあること(簡一、簡三)、後述の如く、②帳簿を送付する際に単独簡を用いるよう規定されていたこと、③整った書式の文書が単独簡で実際に送付されていたこと、からである。従って、筆の異同や同筆である理由については、現在解答が出せないが、少なくとも帳簿と送り状を単独簡

に書いて送付した、ということとは認められよう。

さて上記以外の簡にも触れておこう。簡一は倉から、簡三は戸曹から県に発信された文書であるが、受信・発信記録がないので、送付されず倉や戸曹におかれた文書かもしれないが、詳細は不明である。また簡六は庫から県に発信した文書で、発信記録があることから、庫に保管された控え文書と考えられる。従って、全文同筆に見えるけれども、それは問題ない^②。これらの諸例から、送付せずに発信元で保管する文書にも単独簡が使われたことがわかる。

このように、帳簿やリストを一枚の木簡に簡条書きすること自体は、居延にも少なからず例がある^③。しかし、そのように簡条書きされた木簡を実際に送付した例は確認できないし、帳簿類と送り状を同じ簡に書いた例もない。居延では送り状に、「移し簿一編」などと、帳簿が編を以て数えられていることからすれば、帳簿を送る場合、帳簿本体が冊書の形をとっていたことは間違いないだろう。以下の金関出土簡のように、たとえリストの内容が一目目しかなくとも、わざわざ一枚の木簡を別につけるほど、冊書の形をとることは徹底している(EJT八・五二がリスト部分)。

居攝二年三月甲申朔癸卯居延庫守丞仁移卅井縣索肩水
金關都尉史曹解掾

葆與官大奴杜同俱移簿大守府名如牒書到出入如律令

七三EJT八・五一A

「居延庫丞印 齋夫當發」

「君門下」 掾戎佐鳳

七三EJT八・五一B (幅三七mm×長二七〇mm)

官大奴杜同年廿三 「三月辛亥」□

七三EJT八・五二A

……七三EJT八・五二B (幅一四mm×殘長三三七mm)

「」内は別筆

一般に帳簿類が冊書の形態をとるのは、データの追加などのファイル機能が必要だからと考えられており、居延出土の永元の兵釜磴簿はその好例としてよく取り上げられる。それでは、単独簡を多用する里耶では、帳簿にファイル機能は不要だったのだろうか。そうではないだろう。居延において、帳簿やリスト類に、冊書も単独簡も使われたように、里耶にも必ずや冊書形態の帳簿が存在したのである。どちらを選択するかは、目的や用途によるのである。

同じ帳簿類でも、居延と里耶では異なる視点で処理していたということであろう。

②送達された文書のオリジナル、及び発信文書の控え

以下に、遷陵県が受信したオリジナル文書のみ、遷陵県が発信した文書の控えのみ、遷陵県が受信したオリジナル文書+遷陵県が発信した文書の控え、の三種類にわけて示す。なお便宜のため、各簡の最後に簡単な文書の流れを記した。↑は上行文書、↓は下行文書、→は平行文書であることを示す。

●遷陵県が受信したオリジナル文書のみ

簡一〇 廿八月七月戊戌朔乙巳啓陵郷趙敢言之令々啓陵捕

⇨ 獻鳥得明渠

雌一以鳥及書屬尉史文令輸文不写受即發鳥送書削

⇨ 去

其名以予小史適々弗敢受即置適_レ已有道船中出操

⇨ 楫以走趙夷

置趙謁上獄治當論々敢言之令史上見其置趙 (正)

七月乙卯啓陵郷趙敢言之恐前書不到寫上敢言之

⇨ 貝手

七月己未水下八刻□□□□以來／敬半

貝手

(背) 八一五六二(幅二七mm)

*遷陵県↑啓陵郷(オリジナル)二通 と 遷陵県における受信記録

簡一一

□未朔己未巴段守丞敢告洞庭守主卒人可令縣論□卒人卒人已論它如令敢告主不疑手・以江州印行事六月丙午洞庭守謂遷陵番夫□署遷陵亟論言史署中⇨ 曹發它

如律令／和手

(正)

□佐惜以來／欣發

(背)

八一六一二九三二〇一一(幅三七mm)

*巴郡→洞庭郡(洞庭郡で巴郡からの文書を再録)

と 洞庭郡↓遷陵県(オリジナル)と 遷陵県に

おける受信記録

●遷陵県が発信した文書の控えのみ

簡一二 卅三年二月壬寅朔々日遷陵守丞都敢言之令曰恒以

朔日上所買徒隸數・問之母當令者敢言

之) (正)

二月壬寅水十一刻々下二郵人得行 函手(背)

八一―一五四(幅二八mm)

*洞庭郡↑遷陵県(控) と 遷陵県の発信記録

七月乙亥旦□□以來／壬發 恬手(背)

八一―一五二五(幅二七mm)

*遷陵県↑啓陵郷(オリジナル) と 遷陵県↓倉

(控)、遷陵県における発信記録と受信記録

簡一三 卅一年後九月庚辰朔辛巳遷陵丞昌謂倉番夫令史言

|| 以辛巳視事以律令假養襲令史朝走啓

|| 定其符它如律令(正)

後九月辛巳旦守府快行

言手(背)

(八一―一五六〇)

*遷陵県↓倉(控)と 遷陵県の発信記録

●遷陵県が受信したオリジナル文書と遷陵県が発信した文書の控え

簡一四 卅四年七月甲子朔癸酉啓陵郷守意敢言之廷下倉守

慶書

言令佐贛載粟啓陵郷今已載粟六十二石爲付券一上

謁令倉守敢言之・七月甲子朔乙亥遷陵守丞配告倉

主下券以律令從事／壬手／七月乙亥旦守府印行

(正)

簡一五 □亥朔辛丑琅邪段守□敢告内史屬邦郡守主琅邪尉

|| 徒治即□□

琅邪守四百卅四里□可令縣官有辟吏卒衣用及卒有

|| 物故當辟徵選□

告琅邪尉毋告琅邪守固留費且輒卻論吏當坐者它如

|| 律令敢□□

□一書・以蒼梧尉印行事／六月乙未洞庭守禮謂縣

|| 番夫聽書從事□

□軍吏在縣界中者各告之新武陵別四道以次傳別書

|| 寫上洞庭(正)

尉皆勿留／葆手

／驕手／八月甲戌遷陵守丞臚之敢告尉官主以律令

從事傳別書

貳春下卒長奢官／□手／丙子且食走郵行□

□月庚午水下五刻士五宕渠道□邑疵以來／朝半

洞□(背) (八一六五七)

* 琅邪郡→洞庭郡(洞庭郡が琅邪からの文書を再録)

洞庭郡↓遷陵県(オリジナル) と 遷陵県↓尉

(控) と 遷陵における受信記録と発信記録

以上の例から、帳簿以外の、通常の文書の送付にも、また控え文書にも単独簡が使われたことが確認できる。さらに受信したオリジナル文書のあとに発信文書の控えを書くという、居延と同様の処理が行われていたことも、当初から指摘されてきた通りである。

さて書き方としては、いずれも正面に、受信あるいは発信した文書の本文が、背面には、受信・発信の記録と「某手」が記されるのが通例である。ただし、簡一〇や簡一四のように、発信文書が正面から背面に回っているものがあるので、表裏を使って書いてもよいのであろう。これによって編綴が想定されていないことが理解できる。

編綴を想定しないことと関連して指摘しておきたいのは、三行書きへの意識である。上掲の諸簡以外の単独簡文書も含めてみても、三行あるいはそれ以上のものが多い。中には簡一二や八一五五九⁵⁾のように、三行目に「之」一

字だけを配置し、無理にでも三行にしているかのようなものもある。一方、二行書きののを見ると、居延の兩行簡の如く書写面全体に二行分の文字を配置するのではなく、右から2行をつめて書き、三行目以降のスペースを空白のまま残すものがある(遷陵受信オリジナル文書では八一五二⁶⁾・八一五六三⁷⁾など、遷陵発信文書控えでは八一五八⁸⁾など)。このように2行で書けるのに三行にすることと、二行書いて三行目を残すことは一見正反対のようであるが、ともに三行を意識したという点では同じである。

既発表の里耶秦簡を見る限り、編綴されていたと思われる簡の中で、三行以上書かれたものは見当たらない。このことから里耶においても、編綴する簡は、おそらく一行か二行が標準だったと思われる。これに対して牘は、三行あるいはそれ以上書くものだという意識が感じられる。

それでは次に、これらの文書の記載事項をまとめ、居延の単独簡と比較検討してみたい。⁹⁾ 里耶の記載事項はおおよそ以下のようになる。

I 上行文書「年月日 発信者 敢言之」

本文 敢言之¹¹

下行文書「年月日 発信者 謂 受信者」

本文 如律令・以律令從事など¹²

平行文書「年月日 発信者 敢告 受信者」

本文（它如律令・以律令從事） 敢告¹³

II 「某手」

III 「某発」あるいは「某半」

IV 受信記録「月日時某以来」あるいは発信記録「月日時

某行」（時刻のない場合もある）

I に示した書式は、居延漢簡における整った書式の文書とほとんど同じである。先に述べたように、居延ではこうした文書は冊書に書かれるのが通例であり、板状単独簡は用いられない¹⁰。それは公式性あるいは格の高さの点で、冊書と単独簡が区別されていたからであるが、里耶においては、少なくとも正式な書式の文書が単独簡という形態をとることに、問題はないようである。これは単独簡の地位の高さを示しているともいえる。ただ、現時点では復元可能な冊書がきわめて少数であるため、冊書との比較検討がで

きない。また、里耶においても「書」とか「記」といった、文書の種類があったのか、なども不明である。従って、居延との比較において単独簡の地位の高さを指摘するにとどめておきたい。

次にIIの「某手」について検討する。こうした書記官の署名は、居延では「掾雲守屬延書佐定世」（四二・二〇）のように、複数、官職名と名を署名するのが通例である。しかし、里耶では一人、しかも官職名のない名のみ署名である。もちろん、県や郡には複数の書記官がいたはずである。それにもかかわらず単独署名であることについて、高村武幸氏は居延漢簡の複数署名の検討から、書記官は「常に複数・共同で文書の作成に携わって」いたから、唯一署名している「某」は「書記官らを監督し文書作成を管理した者」（傍点は角谷）ではないかとする¹⁴。そう考えると、氏が指摘する、同じ署名でありながら本文の筆跡が違つという現象も理解できるわけである。単独署名の理由は、高村氏のように考えるのが穏当であろう。ただ「監督・管理者」の具体的内容が文書作成の「責任者」だと仮定した場合、短期間に「某手」が替わっている例がやや不可解である。例えば、

簡一六 卅二年正月戊寅朔甲午啓陵鄉夫敢言之：(以下略)

敢言之(正)

正月戊寅朔丁酉遷陵丞昌郤之：(以下略)：

其以律令／氣手／正月

戊戌日中守府快行

正月丁酉旦食時隸妾再以來／欣發

壬手(背)
(八一五七)

簡一七 卅二年三月丁丑朔 日遷陵丞昌敢言之令日上

卍葆繕牛車薄恒

會四月朔日泰守府・問之遷陵毋 當令者敢言之

(正)

三月丁丑水十一刻 卍下二都郵人 尚手(背)

(八一六二)

簡一八 卅二年四月丙午朔甲寅遷陵守丞色敢告西陽

卍丞主令史下絡羈直書已到敢告主(正)

四月丙辰旦守府快行旁 欣手(背)(八一五八)

簡一六の背面、簡一七、簡一八の正面は全て三二年の遷陵県発信文書である。書記の署名をみると、簡一六は氣、簡一七は尚、簡一八は欣と、同じ年の正月・三月・四月の書記の署名が全て異なっている。さらに翌三三年二月の遷陵県発信文書(八一五四)の書記の署名には函とあり、同年六月の文書(八一七六八)には履とみえる。このように短期間に書記官グループの責任者が交代しているのである。そもそも書記名を記すのは、文書作成者の責任の所在を明らかにするためであろう。「二年律令」賊律には、

□□□□而誤多少其實、及誤脫字、罰金一兩。誤、其事可行者、勿論。

とあり、業務執行上支障が出るような書き間違いについては、罰則規定があった。また里耶秦簡八一七五五～七五九の冊書の中に、

卅四年六月甲午朔乙卯、洞庭守禮謂遷陵丞、

丞言、徒隸不田、奏曰、司空厭等當坐、皆有它罪、

(八一七五五)(正)

耐爲司寇、有書、書壬手、令曰、吏僕養走工組

織守府門勘匠及它急事不可令田、六人予田徒

(八一七五六)

「有書、書壬手」とみえる。この「有書」というのは居延漢簡にも、

元壽二年十二月庚寅朔戊申張掖居延都尉博庫守丞賢兼行丞事謂甲渠鄯候、言、候長楊褒私使卒并積

一日賣羊部吏故貴胄五不日迹一日以上、燧長張譚毋狀請扞免、有書、案褒私使卒并積一日燧長張

E・P・T五九・五四八A

とみえる。これは甲渠候官が、候長楊褒と燧長張譚二人の罷免を願い出たことに対する都尉府の返答である。ここにみえる「有書」とは、彼らの不行き届きに関する書類はちゃんとある、即ち証拠に基づいたものである、¹⁵ということであろう。里耶の「有書」もこれと同じように理解できるとすれば、遷陵丞の主張には基づく文書がある、ということになる。ただ、ここで注意したいのは、そこに「書壬手」と、

署名まで引用されていることである。こうした厳格なやり方からも、「某手」は、やはり責任の所在を明らかにするための重要な記録だったことが確認できよう。

ならば、なぜ短期間で署名名義が代わったり、官職名を書かないのだろうか。実は単独かつ名のみの署名は「手」だけではない。文書には「手」の他にも、「発」や「半」（開封記録）、「行」（發送記録）、「以来」（受信記録）など、行為者の名が記録される項目がいくつかあるが、「手」の他に「発」及び「半」も、官職名あるいは身分を明示せず名のみで記録される。もちろん、名のみでみえる人たちが官職についていないわけではない。邢義田氏も指摘するように、しばしば同じ文書の中に官職名を帯びて登場することから、「某手」の某は令史や史、佐といった官職を持つていることがわかる。¹⁶また、「発」「半」に見える名は「手」の名と同じものも少なくない。つまり、「手」「発」「半」はいわゆる書記官が担当しているのである。令史や佐が担当しているにもかかわらず、官職名を書かないということは、文書作成システムの未成熟、あるいは書記という官職そのものの未成熟と評価することもできるであろう。

ただ、名のみで署名するのは佐や史といった属吏だけで

はない。これも邢義田氏が指摘するように、某には貳春郷守や都郷守などの場合があるからである。名のみを記すがいわゆる書記官だけではないとすると、これは単に書記官組織のあり方や文書作成システム如何の問題にはとどまらないかもしれない。同じ佐でも「手」に出てくるときは名のみだが、送達者として出てくる時は官職名を帯びていることから推測するに、文書作成と送達は仕事の性質が違うのではないだろうか。文書を運ぶという業務が、一つの独立した業務であるのに対して、里耶における文書作成は、誤解を恐れず言うならば、官署の長官など文書の発信者と、実際の書き手は一体化したものの、そのような認識があったように思えるのである。それは組織化され、独立した書記担当部署の中で、所定のルートとやり方に従って文書が作成・処理されてゆく、そうした世界ではなかったのではないか。重大な書き誤りは処罰する、従って責任の所在を明確にする必要がある一方、書記は発信者の手の延長の如き觀念の存在が感じられるのである。

最後にⅢとⅣについて簡単に触れておきたい。「発」「半」の解釈にも議論があるが、開封行為と考えるとよいであろう。¹⁸ 居延においても、受信した文書自体に開封記録を書いた例

がある。

建始元年三月甲子朔癸未右後士吏雲敢言之

迺十二月甲辰受遣盡甲子積廿日食未得唯官移

(二八四・一 A三三)

城官致敢言之

以檄□史残日食皆常詣官廩

非得慶城官 (二八四・四A)

董雲

令史博發

三月丙戌肩水庫畜夫宋宗以來

君前

(二八四・四B)

これは、右後士吏の雲から肩水候官に送られた二枚の木簡からなる冊書である。二枚目裏の中央部に、「令史の博が君の前で発ひらいた」という注記がある。こうした例はE・P・T五二・四一六B (□日尉史□發□下)、E・P・T五九・四九B (即日士吏褒發門下)、さらに肩水金閼漢簡のEJT七・二二六 (驛北亭長發君前) やEJT八・五一 (畜夫當發君門下) など、少なからず見られる。これらの「某が某前(門下)に発く」という注記が、いずれも簡の背面

中央部にあるのは、簡の中央部にあった封泥を切って開封し、封泥が取り除かれた部分に記録したからではないだろうか。

ただ、こうした居延の開封記録は、里耶のそれとは少し性格が違うように思える。里耶の記録が単に「某発」と書かれるだけであるのに対して、居延では必ず「某前」と、開封した場所が記されるからである。そもそも全ての文書を長官の前で開封するのであれば注記する必要はないのだから、これは通例でない処理なのであろう。例えば、次の封検の中央に、

居延令印

□甲渠發候尉前

□□□□□以来

(五五・一 破城子)

「甲渠宛、候尉の前に発け」と書かれているように、開封方法の指定があった場合に限って、そのことが注記されたと考えられる。つまり居延では、通常は文書本体に開封記録を書くことはないのに対して、里耶では、通常の文書も全て開封時に、文書本体に記録したと考えられる。

最後に受信・発信記録であるが、受信記録は居延においても、

王充印

甲渠候官

閏月甲寅第七卒會以来

(三〇・一七 破城子)

のように、検や文書の裏などに月日と配達人が注記される。時刻が記されないこと以外は里耶と大きな違いはない。¹⁹⁾ただ発信記録には違いがある。里耶では「九月辛亥水下九刻感行」(八一・一五二)の如く、「行」、即ち配達記録であり、配達人の名と日時、さらに時刻まで記録されている(簡一二など)。一方居延では、永田英正氏によつて発信日簿と名付けられたもの²⁰⁾があり、それは、

●候長王彊王霸坐毋辨護不勝任免移名府 ●一事集封八月丙申掾彊封

(三二七・二二 破城子)

のようなものであった。ただ、これは文書本体に記されたものではないし、あくまで封の記録であつて配達記録では

ないため、配達人の記録はない。そこで里耶のように文書本体に記録したものを探すと、

元延四年九月戊寅朔戊寅不侵候☑

謹移八月郵書課一編敢言之 (E・P・T四〇二四七A)

□□命第七吏即日下舖時起 (E・P・T四〇二四七B)

のような例がある。ここにも配達人の名はないが、こうした記録は控え文書〔書即日舖時起候官〕E P T五六・六など〕や、檄〔建武四年十一月戊戌起府〕E P F二二・一五一〕などにも多数見いだすことができる。配達人の名や時刻が必ずしも記されていないのは配達システムと関係するのではないかと推測するが、受信・発信記録については、里耶と居延で大きな違いはないといえよう。

以上みてきた種々の記録は、若干の違いはあるものの、全て居延と共通するものであった。ただ異なるのは、全ての情報が文書本体に集約されていることである。これは帳簿作成及び点校システムともかかわるであろうが、単独簡が選択された理由でもあるのではないだろうか。

4、単独簡多用の要因

これまで、里耶秦簡において単独簡が用いられている実例をあげ、居延漢簡と比較検討した。次に単独簡が用いられる背景を考察してみたい。

まず、単独簡を用いるのは、書き手が勝手に選択したものではなく、規定にのっとった場合があることを指摘したい。「二年律令」田律に、

官各以二尺牒疏書一歳馬牛它物用稟數、餘見芻稟數、
上内史、恒會八月望。

とあり、馬牛它物の用稟数などを内史に提出する時には、「二尺の牒」に「疏書」することとされている。では、それは具体的にどのような形態なのだろうか。実は先に挙げた簡七が、この規定をよく反映しているのである。

この簡は庫から県に「作徒簿」を送ったもので、「二年律令」の規定とは帳簿の内容も違うし、内史に上ったものでもない。しかし長さは四五・八cm (≒二尺) で、「疏書作徒簿一牒」とあるように、帳簿を「疏書」した「二尺の

牒」なのである。

もう一例、八一―一四五を挙げる。これは、幅約五・八cm、長さ約三五cm（図版につけられた「縮小二十分之二」という注記によって計算した。拡大版の寸法はこれより若干大きい。）で、一面には、徒隸の受領と配置、人数、作業内容を記したりリスト（「作徒簿」の類）が6段にわたって書かれ、もう一面には「□國敢言之寫上敢言之／瘞手」と送り状が書かれている。上部は断裂しているが、簡五〇簡九など類例簡の書式からすれば、「□國敢言之」の上は、短い場合で「某月干支某（官職名）」、最も長い場合は「某年某月干支朔干支某（官職名）」となるはずである。そうすると、本来の長さは四二cm〜四四cm程度となり、ほぼ二尺とみなしてよいだろう。この簡の場合、帳簿を「寫」したものであるためか、「牒」とか「疏書」という言葉は現れないが、内容・書式からみて簡七と同類、即ち、帳簿を「疏書」した「二尺の牒」だと考えておきたい。

このように「二年律令」田律の規定と同じ形態で帳簿が送付されていることからすれば、里耶の単独簡は自由に作成した形態ではなく、やはり何らかの規定に基づいたものと考えるのが自然であろう。もしそうならば、「二年律令」

の規定は、里耶秦簡の時代にあった規定を継承したものと
いうことになろう。

一般に「二年律令」の「二年」は、呂后二年（前一八六）と考えられており、従って先の田律が漢以降に成立した可能性もある。しかし、「二年律令」は、始皇二五（前二三二）年〜二世皇帝二（前二〇八）年とされる里耶秦簡とは定期的に近く、睡虎地や龍崗出土秦律との共通性も指摘されている。つまり、たとえ漢代に成立した律であったとしても、それが秦律を継承している可能性は高いのである。²¹

ただ「疏書」と「牒」の理解については問題があるかもしれない。そもそも「疏書」とは簡条書きの意であって、簡の形状を規定するものではない。しかも、居延漢簡における牒は一般に一行書きの細い簡であるから、「二尺の牒に疏書」するとは、長さ二尺で一行書きの細い簡を編綴することだ、とも解釈できるからである。しかし先に見たように、里耶では複数行書いた簡も牒と呼ばれていたし、単独簡に簡条書きすることを「疏書」と称していた。想像をたくましくするならば、そもそも、一行書きの簡を編綴した形態は、簡そのものが「疏」たれているがゆえに「疏書」とはいわなかったのではないだろうか。

さて、使用する簡牘についての規定があったことをみた
が、素材についてもみておこう。「二尺の牒」の事例とし
てあげた簡はいずれも木簡であったが、竹簡でも問題ない
はずである。「牒」は、素材を限定する言葉ではないし、
竹でもある程度の幅をとることはでき、実際に幅の広い竹
簡も出土している。²²⁾しかし、竹には困らないであろう里耶
から出土した秦簡が、全て木簡であることに象徴されるよ
うに、行政文書に限ってみれば、竹よりもむしろ木への志
向が強いように感じられるのである。

このことを示すものとして、雲夢秦簡司空律の規定をあ
げておきたい。

令縣及都官取柳及木檠(柔)可用書者、方之以書、毋
方者乃用版。其縣山之多莽者、以莽纏書、毋莽者以蒲、
藁以桌前(槩)之。各以其樺(種)時多積之。(一三
一〜一三二)

柳や、書写に適した柔らかい木を採取し、それを「方」
して書写する。方がなければ版を用いよというのである。
方と版の違いはよくわからないが、いずれも木であること

は間違いない。そして後半部分にみえる莽や蒲は、その方
や版に用いるためのひもであろう。そのひもを用いて、「編」
ではなく「纏」、即ち編むのではなく束ねるというのだから、
この方や版は編綴せずに用いるのである。こうした規定の
存在は、里耶において単独使用の木簡が多いことの背景と
して注目すべきである。

このように、牒に疏書する規定、木簡の材料確保と作成
に関する規定を見ると、里耶における木簡、特に単独簡の
多用は、現場が適宜選択した結果ではなく、むしろ中央に
おいてそれを志向した結果だと考えられよう。ではそれは、
なぜなのだろうか。

『儀礼』聘礼において、編綴と単独使用の使い分けの基
準は文字数であった。これは、字数の多い書籍が冊書であ
ることを思い浮かべただけで十分納得できる。しかし、里
耶において単独簡が多用されるのは、文書の文字数が少な
いからではない。簡一五や八―一三五、²³⁾ J一⑨―四く J一
⑨―七などは、いずれも表裏あわせて一六〇字く二〇〇字
程度あるし、J一⑩―五は表裏で約三〇〇字に及ぶ。また
居延においても、冊書と単独簡は、文字数の多寡で使い分
けられていたわけではない。里耶においても、文字数以外

にも理由を求めるべきであろう。現在公表されている里耶秦簡は、一九〇〇〇点弱（出土した三八〇〇〇余点のうち、半数以上が無字簡という）の内、二六〇〇点弱と、一四％にも満たないので、使い分けの原則や、その理由などを論じる段階ではないかもしれないが、現時点での見通しを述べておきたい。

5、里耶秦簡にみる「厳格さ」と「未熟さ」

これまで里耶秦簡の単独簡を居延漢簡と比較しつつ検討してきたが、その結果をふまえて、単独簡多用の理由について考えてみたい。まず指摘できるのが、居延以上の厳格さである。例えば居延漢簡には、文書の受領報告を求める「書到言」とか「相報」という文言がみえる。²⁴これは、文書の内容に対する返答を求めたものではなく、文書を受領したことの報告を求めた文言である。こうした受領報告は、詔書の伝達に際して求められていたようであるが、これまでのところ実際に報告した例は知られていなかった。それが、里耶秦簡には複数例見いだされ、少なくともこの段階では実際に報告していたことが確認できた。以下に例を挙

げておく。

簡一九 卅二年四月丙午朔甲寅、少内守是敢言之、廷下御

史書、舉事可為」

恒程者洞庭上帮直、書到言、今書已到、敢言之

(正) (八一—一五二)

簡二〇 卅二年四月丙午朔甲寅、遷陵守丞色敢告西陽

丞主令史下絡帮

直、書已到、敢告主 (正) (八一—一五八)

簡二一 廿九年十二月丙寅朔己卯、司空色敢言之、廷令隸

臣行

書十六封曰傳言、今已傳者敢言之

(正) (八一—一五二四)

簡二二 卅年十一月庚申朔丙子、發弩守涓敢言之、廷下御

史書曰、縣

治獄及覆獄者或一人獨訊囚齋夫長丞正監非能與

殿不參不便書到尉言、今已到敢言之

(正) (八一—一四一—一八—一六六八)

簡二一には、「傳言（傳えられるれば言え）」という文言が

みえるが、これは居延では確認できない。また、受領報告が求められる文書の種類についても違いがありそうである。簡一九・簡二二はともに「御史書」に対する受領報告であるし、簡二一では一六通について「傳言」となっているが、一六通全てが詔書であったとは考えにくく、これは単に一六通一括で報告しているにすぎないであろう。そうすると、詔書の受領報告を求めている居延に比べて、受領報告を求める文書の範囲が広いように思われる。そもそもこうした受領報告は、

行・傳書、受書、必書其起及到日月夙莫、以輒相報殿。

書有亡者、亟告官。隸臣妾老弱及不可誠仁者勿令。書

廷辟有日報、宜到不來者、追之。行書

(雲夢秦簡 一八四～一八五)

という律の規定に基づくものであることは周知の通りであるが、この「書」とは詔書に限定されていたのではないだろう。

もうひとつ厳格さの例として、文書作成、発送、受信、開封と、文書処理の各過程における逐一の詳細な記録をあ

げておきたい。すでに検討したように、受信・発信の際には月日・時刻と担当者、文書作成と開封に当たっては担当者名が記録されていた。こうした記録は居延でも基本的に同じだが、受信記録や配送記録には時刻まで記録されること、また配送記録には配達人の名も記録されることなど、居延に比べて厳格である。しかもこれらの記録が全て文書そのものに書き込まれている点特徴的である。

さて、以上のような厳格さの一方で、未熟さが感じられることがある。一つはすでに述べた、書記官署名において官職名を記さないこと、そして短期間に文書作成「責任者」が交代することである。もう一つは、書式上の身分秩序が未確立なことである。例えば簡一四では、遷陵県廷が啓陵郷に「倉守の慶の書」を送っているが、それを県廷が「下」と言い、啓陵郷は県に券を「上」している。このように、居延では詔書の下達に限って用いられる「下」が詔書以外にも用いられ、これに対応して通常の上行文書においても「上」が用いられている。帳簿の送達においても、居延では「敢言之、謹移」一篇、敢言之」と、「移」字を用いるが、里耶では簡一、簡二、簡四などのように、「上」が用いられている。

以上のように、里耶秦簡においては居延以上の厳格さが
ある一方、官僚制度における書記官の未確立、あるいは文
書制度における未成熟さが感じられるのである。この厳格
さは、法家理念によるものではあるう。しかし、厳格さと
未成熟は矛盾するわけではない。厳格さは、未成熟を背景
とすることもあってはならないだろう。そしてこの未成熟
さが、単独簡への志向の背景ともなっているのではない
か。なぜならば単独簡の特徴は、一つの事案に関する文書
の流れと、文書処理の記録が、脱簡・錯簡の心配なく、一
枚の木簡に集約されること、即ち安全・確実にあるからで
ある。帳簿が単独簡で送付されるのも、同様の理由であろ
う。おそらくファイル機能が必要な段階、即ち内容の未確
定な段階では冊書を、確定後の帳簿は単独簡という使い分
けがあったのではないかと推測する。

まとめ

以上、里耶において単独簡が多用された理由をさぐり、
それを文書制度、官僚組織の未成熟に求めてみた。里耶秦
簡が全面的に公表されていない段階での時期尚早な考察

で、推測を重ねた結果である。しかし敢えて検討したのは、
筆者にとって、板状単独簡がこれほどに多用されていたこ
とが驚きだったからである。なぜなら、単独簡は文字の修
正がしにくく、また整理や保管もしにくい。従ってメモか
控え程度には使っても、正式な文書には向かないのではな
いかと思っていたからである。しかし、文書や帳簿の作成
及び整理、それらに基づく点校制度、さらに文書の伝達シ
ステムなど、全国規模で展開される文書行政のいわば草創
期に位置するのが里耶秦簡である。その中で、安全・確実
という点からすれば、情報を集約したところを作った方が
よい、それが単独簡だったのかもしれない。単独簡は決し
て簡便さを選択したものではないだろう。居延に比べて単
独簡の地位が高いのは間違いないと思う。

このように考えると、文書行政上のシステムや秩序が確
立・成熟してくると、その位置づけは当然変化するはずで
ある。居延における単独簡が、公式性や格の点で冊書の下
に位置するようになるのはそのためではないか。さらにそ
れは紙の登場や社会の変化とともにさらなる変化をとげる
であろう。簡牘の形態やその意味は、木や竹そして紙といっ
た即物的な条件はもちろんだが、簡牘が動きまわる行政と

いう場における組織や制度、より大きくは統治理念、さらには人間関係のあり方の変化など、さまざまな状況を反映する。里耶、居延そして呉簡及び魏晋簡における単独簡の位置づけの変化は、そうした政治・社会の変化を知る窓口となる。

注

本稿で使用した簡牘の図版及び積文は以下の通り。

『里耶秦簡 壹』（湖南省文物考古研究所編著 文物出版社 二〇

一二年）

『里耶秦簡校釈（第一卷）』（陳偉主編 武漢大学出版社 二〇

一二年）

『肩水金閼漢簡（壹）』（甘肅簡牘保護研究中心・甘肅省文物考古研

究所・甘肅省博物館・中国文化遺產研究院古文獻研究室・

中国社会科学院簡帛研究中心編 中西書局 二〇一一年）

『張家山漢墓竹簡（二四七號墓）』（文物出版社 二〇〇一年）

『睡虎地秦墓竹簡』（睡虎地秦墓竹簡整理小組 文物出版社 一九

七八年）

『居延漢簡 図版之部』（勞榘 中央研究院歷史語言研究所專刊之

二十一 一九五七年初版 一九七七年再版）

『居延新簡』（甘肅省文物考古研究所・甘肅省博物館・文化部古文

獻研究室・中国社会科学院歷史研究所編 文物出版社 一

九九〇年）

(1) 記、書という文書の種類及びその意味については、鷹取祐司「漢簡所見文書考―書・檄・記・符」（富谷至編『辺境出土木簡の研究』二〇〇三）及び拙稿「簡牘の形状における意味」（同）。

(2) 倉、庫、戸曹にあるべき文書が遷陵県の受信あるいは発信文書と同じ井戸から出土するのはなぜか、という疑問がわく。これは県廷の構造や、諸曹及び管轄機関との距離関係と井戸の位置などが問題になるであろうが、今は詳述する準備ができていない。簡牘の内容から、それら諸機関や官署が、県廷と近い位置にあった可能性を示すに止めておきたい。

(3) 例えば以下のような例がある。

月晦日食馬一斗

月二日食粟一斗

孫卿食馬廩計 三日食二斗

四日二斗

十月廿三日食馬二斗

(四一四・一A、博羅松治、幅三七mm)

甲渠候史公乘徐惠情日迹簿

神爵四年二月丙申視事初迹盡晦廿九日

三月廿九日

四月甲午迹盡丁未十四日

(以上第一欄)

七月廿九日

八月卅日 若

九月廿九日

四月戊申疾盡五月丙子廿九日不逝 凡迹積二百六日

五月丁丑有廖視事迹盡晦十六日

六月卅日 (以上第二・三欄)

E・P・T五三三・三八(二三六mm×二七mm)

(4) 富谷至『木簡・竹簡の語る中国古代』(岩波書店 二〇〇三)。

(5) 卅一年五月壬子朔辛巳將捕爰假倉茲敢

言之上五月作徒薄及最卅牒敢言

之(正)

五月辛巳旦 佐居以來 氣發 居手(背) 八一五五九

(6) 卅二年四月丙午朔甲寅少内守是敢言之廷下御史書舉事可為

恒程者洞庭上帛直書到言今書已到敢言之(正)

四月甲寅日中佐處以來／欣發 處手(背) 八一五二

(7) 廿八年七月戊朔癸卯尉守竊敢之洞庭尉遣巫居貧公卒

安成徐署遷陵今徐以壬寅事謁令倉賁食移尉以展約日敢言之

七月癸卯遷陵守丞臚之告倉主以律令從事／遂手即徐□入□

(正)

癸卯胸忍宜利以來／敝半 騎手(背) 八一五六三

(8) 卅二年四月丙午朔甲寅遷陵守丞色敢告酉陽

丞主令史下絡籍直書已到敢告主(正)

四月丙辰旦守府快行旁 欣手(背) (八一五八)

(9) 居延漢簡における書式を検討したものととして、拙稿「中國

古代下達文書の書式」(『簡帛研究』二〇〇七 廣西師範大學、

二〇一〇年)。

(10) 板状単独簡に整った書式は書かれなかったが、上行文書

においては若干例外がある。それは借金を俸給で支払うこ

とを求める内容で、形態は、上行文書の記によく見られる

ように、単独簡の真ん中に封泥を置いたための空白をもつも

のである。例えば、陽朔元年七月戊午當曲 燧長譚敢言之負故止害燧

長寧常交錢六百願以七 月奉錢六百償常以印爲信敢言之

(簡側切込) E・P・T五二二・八八A

甲渠官 E・P・T五二二・八八B

ただ同類の簡のうち、E・P・T五一二・二五が「十二月

辛巳」で、E・P・T五二二・五二二が「正月甲子」で

始まるように、年号が省略されることがある。

(11) 後にもあげるように、八一七五五〜七五九が冊書とされて

いる(『里耶秦簡牘校釈(第一卷)』)。

(12) 居延における記という文書の特徴の一つとして、「官告」「告

」で始まる簡略な書き出しがあるが、里耶には「敢告」

で始まる一行書きの簡がある。例えば、

敢告尉以書到時盡將求盜戊卒臬(操) 衣服詣廷唯毋遺

八一五五二(一四mm×三六六mm)

敢告司空主□十二月□ 八一二八五(九mm×二三二mm)

□將其求盜詣廷會庚午且唯毋失期

八一二五二(一五mm×二七八mm)

最後の一二五二簡は上が断裂していて不明だが、内容・文章・

簡の形状が一五五二と似ているため同類の可能性があるも

のとして掲げた。いずれも遷陵県から管轄下の尉や司空に

下した文書で、一行書きの長い簡を用いている。一五五二はこれ一枚で文章が完結していると思われるが、一二五二も文意及び簡の最後に3cm以上の空白を残していることから、おそらく一枚で完結していたのではないかと想像する。そうすると、これは遷陵県に保管された発信文書の控えか、あるいは受信者がこの木簡をもって県「廷」に「詣」つたものと考えられる。仮に後者だとすると、次にあげる居延の記と同じ使い方だということになる。

官告候長輔上 記到輔上馳詣官

會舖時輔上行 與廿一卒滿之（簡左右側有刻齒）

E・P・T五六・八八A

詣官欲有所驗 毋以它爲

第十七候長輔上 故行

E・P・T五六・八八B

これは甲渠候官から第十七候長に宛てた文書であるが、それが候官から出土していることから、これは受信者が候官に持つて来たものと考えられている（藤田高夫「官記偶識」『関西大学文学論集』五六巻二号、二〇〇六）。先の三枚の里耶簡がこの記と同類のものならば、里耶ではこうした文書に、長い一行書きの簡を用いたことになり、単独簡の位置づけを考えるにあたって重要な資料となる。ただ、いまだ類例が少ないため、いましばらく資料の増加を待つて確定させたいと思う。

(13) 里耶秦簡において、文書に付された「某手」の「某」がどのような役割を持った人物かはよくわからない。それは居

延においても同様で、書佐・令史・掾などの官職名がみえるが、彼らが具体的にどのような役割であったかは明らかでない。従って本稿で文書の最後に見える「某手」を書記と記しているが、これはあくまでも便宜的な言い方であることをお断りしておきたい。

(14) 高村武幸「公文書の書記官署名―里耶秦簡・居延漢簡の事例から―」（『中国出土資料研究』第九號、二〇〇五）。

(15) これに類した言い方として「有教」がある。

官告吞遠候長黨不侵部 卒宋萬等自言治壞亭當得

處食記到廩萬等母令 自言有

教（左側中部有刻齒形槽）

E・P・T五一・二一三A

置馳吞遠候長黨

E・P・T五一・二一三B

これは長官名の発信ではないが、この命令は候の教に基づいて発している、という意味だと考えられる。

(16) 邢義田「手」の半、曰悟曰蒞、與、遷陵公、―里耶秦簡

初読之―（簡帛網 武漢大学簡帛研究中心 http://www.bsm.org.cn/show_article.php 2012）

(17) 佐や令史が官職名を帯びて出てくる例として、

卅一年後九月庚辰朔辛巳遷陵丞昌謂倉奮夫令史言

以辛巳視事以律令假養襲令史朝走啓

定其符它如律令（正）

（後九月辛巳旦守府快行 言手（背）八一―一五六〇

卅一年五月壬子朔辛巳將捕爰假倉茲敢

言之上五月作徒薄及最卅牒敢言

之(正)

五月辛巳旦 佐居以來 氣發 居手(背) 八一五五九

(18) 邢義田氏 注(16) 論文。発は居延と同じく開封の意と思われる。「半」について邢義田氏は「分判」あるいは「打開文書」と解する。

(19) 文書そのものではなく、受信記録帳簿とでもいうべきものの中にも時刻が書かれた例がある。以下に典型的なものを挙げる。「発信部署名 封の数 某印 宛先と文書数 県廷(某所)にもたらされた年月日時刻と配達人」という書式で、この他にも司空曹・尉曹が検出できる。これらは遷陵県廷の諸曹で作成され、県丞などの印を押した上で発信される文書が、諸曹から県廷某所に持ち込まれた時の記録ではないだろうか。諸曹が自ら県外に発信できなかったことがわかる。

獄東曹書一封洞庭秦守府廿八年二月甲午日入時牢人以來

(八一七三十八一五二〇)

戸曹書四封遷陵印一咸陽一高陵一陰密一競陵

廿七年五月戊辰水下五刻走荼以來 (八一五三三三)

獄南曹書三封丞印二詣西陽一零陽/卅年九月丙子且食時隸

臣羅以來 (八一八八六)

(20) 永田英正『居延漢簡の研究』(同朋舎 一九八九)

(21) 「二年律令」の性格については、宮宅潔・張家山漢簡《二年律令》

解題」(『東方学報』第七六冊 二〇〇四)など。

(22) 湖北省江陵鳳凰山一六八号墓からは、幅四・一cm×四・

四cmの竹簡が出土している(『文物』一九七五・一九)。このように、幅の広い竹簡の出土例はあるものの、やはり少数であるし、多少の湾曲が見られるなど、竹の性質上、全くの平面をとるためには、幅に制約を受けることは免れず、幅広簡の素材としては一般的ではないだろう。

(23) 廿六年八月庚戌朔丙子司空守穆敢言前日言競陵蓋陰狼假遷陵公船一袤三丈三尺名曰□□以求故荆積瓦未歸船狼屬司馬昌官謁告昌官令狼歸船」報曰狼有律在復獄已卒史Ⅱ衰」義所」今寫校券一牒上謁言之卒史衰」義所問狼船存所其亡之為責券移遷陵弗□□屬Ⅲ謁報敢言之/九月庚辰遷陵守承敦狐卻之司空自以二月段狼船何故弗□辟□□今而Ⅳ誦曰謁問覆獄卒史衰Ⅱ義Ⅱ事已不智所居其聽書從事/懽手即令走□行司空(正) 十月戊寅走己巳以來/懽手□手(背) (八一三三五) 例えば、

臚野王丞忠下郡右扶風漢中南陽北地太守承書從事下當用者以道次傳別書相報不報

書到言 掾勤卒史欽書佐□(二〇三・二二 A八) などがあ

る。鷹取祐司氏によれば、両者はいずれも文書受領の報告を求める文言だが、伝達方法が異なるという。同氏「秦漢時代の文書伝達形態―里耶秦簡J1(16) 5とJ1(16) 6を中心に―」(『中国古中世史研究』第二四輯 中国古中世史学会 二〇一〇年)。